

〇いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱

令和6年6月21日告示第109号

いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市に戻ってくる若者への定住支援並びに本市への移住及び定住の促進を図るため、市内に定住する意思をもって住宅を取得した若年世帯及び子育て世帯に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために市内に建築し、又は売買等により取得した一戸建て住宅又は併用住宅であって、その建築後使用されたことのないものうち、建築工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (2) 中古住宅 市内に建設された一戸建て住宅又は併用住宅であって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過しているものをいう。
- (3) 定住 10年以上居住する意思をもって、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する新築住宅又は中古住宅の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住所を定め、かつ、生活実態があることをいう。
- (4) 居住用面積 居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の延べ面積をいう。
- (5) 若年世帯 次条に規定する住宅（以下「対象住宅」という。）の工事請負契約日又は売買契約日時点において、申請者又はその配偶者が満39歳以下の世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 対象住宅の工事請負契約日又は売買契約日時点において、満18歳以下の子を持つ世帯をいう。
- (7) 転入 住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入をいう。
- (8) 転入日 本市に転入した日又は転入を予定している日をいう。
- (9) 転入者 令和6年4月1日以後に本市に転入した者又は転入を予定している者であって、転入日から起算して転入日前3年間本市の住民基本台帳に記録されたことがないものをいう。

(対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる新築住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準関係規定その他関係法令等に準拠している住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。ただし、同法第6条第1項第2号又は第3号に規定する建築物以外の住宅であって、同項第4号の区域以外の区域におけるもの（以下「指定区域外住宅」という。）については、この限りでない。
- (3) 居住用面積が50平方メートル以上であること。
- (4) 併用住宅の場合は、居住用面積が延べ面積の2分の1以上であること。

2 補助金の交付の対象となる中古住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物登記がされている住宅であること。
- (2) 居住用面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 併用住宅の場合は、居住用面積が延べ面積の2分の1以上であること。
- (4) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準をいう。）に適合した住宅であること。
- (5) 3親等内の親族以外の者から購入した住宅であること。
- (6) 購入価格（土地代金を含む。）の総額が500万円以上（消費税を含む。）であり、かつ、建物価格が100万円以上（消費税を除く。）であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、対象住宅を建築し、又は購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 若年世帯又は子育て世帯の世帯員であること。
- (2) 対象住宅の工事請負契約日又は売買契約日が令和6年4月1日（転入者にあつては、転入日から起算して転入日前2年の日）以後であること。
- (3) 補助金の交付申請時において、対象住宅に定住していること。
- (4) 対象住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。

(5) 補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に市税等の滞納がないこと。

(6) この告示の規定による補助金を過去に受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認める者であるときは、交付対象者としなない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、新築住宅を取得した場合にあっては別表第1、中古住宅を取得した場合にあっては別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 対象住宅の登記事項証明書

(4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書

(5) 建築完了検査済証の写し（指定区域外住宅にあっては、工事完了引渡証明書の写し）

(6) 戸籍の附票の写し（転入者に限る。）

(7) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（別表第1に規定する補助金の交付決定を受けようとする場合に限る。）

(8) 土地及び建物の売買契約書の写し（別表第2に規定する補助金の交付決定を受けようとする場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象住宅の建築完了の日又は売買契約の日から起算して1年以内（転入者にあっては、対象住宅の建築完了の日若しくは売買契約の日又は転入日のいずれか遅い日から起算して1年以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が特に認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から10年以内に転出し、又は転居したとき。ただし、災害による対象住宅の滅失、転勤等による一時的な転出又は転居その他相当の理由があると市長が認めた場合を除く。
- (3) 補助金の交付を受けた日から10年以内に、当該世帯において市税等の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると市長が認めた場合を除く。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年8月9日告示第135号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月30日告示第149号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 16 日告示第 111 号）

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

種別	交付対象者の区分	補助金の額
A	若年世帯の世帯員であって新築住宅を建築又は購入した者	80 万円
B	子育て世帯の世帯員であって新築住宅を建築又は購入した者	100 万円

備考 若年世帯の世帯員であり、かつ、子育て世帯の世帯員である場合の補助金の額は、子育て世帯の世帯員の区分による額とする。

別表第 2（第 5 条関係）

交付対象者の区分	補助金の額
若年世帯又は子育て世帯であって中古住宅を購入した者	建物購入価格（消費税を除く。）の 1/10 以内（1,000 円未満の端数は切捨て。） 上限 80 万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

いすみ市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
E-mail

いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金の交付を受けたいので、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額		金 円								
2 申請住宅の概要	所 在 地	いすみ市								
	区 分	☐ 建築 ☐ 購入（ ☐ 新築住宅 ☐ 中古住宅）								
	用 途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他（ ））								
	延 べ 面 積	居住用面積			居住用以外の面積			合 計		
		m ²			m ²			m ²		
	契約締結日	年 月 日			建 築 完 了 日			年 月 日		
	完了検査日	年 月 日			建 物 引 渡 日			年 月 日		
	中 古 住 宅	購入価格	総 額 円（税込）							
内 訳 土地代				建物代 （税抜）						
3 補助金振込先口座	金融機関名	銀行・信用金庫（組合） 労働金庫・農協・漁協								
		本店 ・ 支店 ・ 支所								
	種 別	1 普通	口座							
		2 当座	番号							
	フリガナ									
口座名義										

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
氏 名（署名）
電話番号
E-mail

次のとおり誓約いたします。

- 1 私は、いすみ市の住民として、定住する意思をもって10年以上居住します。
- 2 私と私の世帯員は、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第4条第2項（暴力団関連条項）に該当しません。
- 3 私は、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第8条第1項各号のいずれかに該当し、補助金の交付決定が取り消されたときは、同要綱第9条の規定による返還命令に従い、既に交付を受けた補助金のうち返還命令のあった額を指定の期日までに返還します。

様式第3号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったいすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金については、下記のとおり決定したので、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 不交付の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付を決定しいすみ市定住支援住宅取得費補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定取消額 円
- 3 取消しの理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金返還命令書

いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還方法
- 6 返還理由

